

## 議案第40号

白岡市文化財保護条例の一部を改正する条例

白岡市文化財保護条例（平成31年白岡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「市指定の文化財（第11条—第19条）」を「市の指定及び登録の文化財（第11条—第22条）」に、「第20条」を「第23条」に、「第21条」を「第24条」に改める。

第6条中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同条第4号中「市指定文化財」の次に「及び市登録文化財」を加え、「き損」を「毀損」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「市指定文化財」の次に「及び市登録文化財」を加え、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 文化財の登録及び抹消に関すること。

「第3章 市指定の文化財」を「第3章 市の指定及び登録の文化財」に改める。

第21条を第24条とし、第4章中第20条を第23条とし、第19条中「市指定文化財」の次に「又は市登録文化財」を加え、第3章中同条を第22条とする。

第18条第1項から第3項までの規定中「市指定文化財」の次に「又は市登録文化財」を加え、同条第4項本文中「市指定文化財」の次に「又は市登録文化財」を加え、「き損」を「毀損」に改め、同項ただし書中「市指定文化財」の次に「又は市登録文化財」を加え、「き損」を「毀損」に改め、同条を第21条とする。

第17条を第20条とし、第16条第1項本文中「行為」の次に「（以下「現状変更行為」という。）」を加え、同条第2項中「同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為」を「現状変更行為」に改め、同条を第18条とし、同条の次に次の1条を加える。

（現状変更行為の届出）

第19条 市登録文化財の管理者等が当該市登録文化財の現状変更行為をしようとするときは、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければ

ならない。

2 教育委員会は、市登録文化財について必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る現状変更行為に関し、必要な指示をすることができる。

第15条を第17条とし、第14条各号列記以外の部分中「市指定文化財」の次に「又は市登録文化財」を加え、同条第5号中「市指定無形文化財」の次に「又は市登録無形文化財」を加え、同条第6号中「市指定文化財」の次に「又は市登録文化財」を加え、「き損」を「毀損」に改め、同条第7号中「市指定文化財」の次に「又は市登録文化財」を加え、同条を第16条とする。

第13条第1項中「市指定文化財」の次に「又は市登録文化財」を加え、同条第2項中「除く。）」の次に「又は市登録文化財（市登録無形文化財及び市登録無形民俗文化財を除く。）」を加え、同条第3項中「市指定文化財」の次に「又は市登録文化財」を加え、同条を第15条とする。

第12条の見出しを「（指定の解除）」に改め、同条第1項中「前条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第3項中「前条第4項」を「第11条第4項」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

（登録の抹消）

第14条 教育委員会は、第12条第1項の規定により登録された市登録文化財がその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなったときその他特別な事由があるときは、その登録を抹消することができる。

2 前条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による登録の抹消について準用する。この場合において、前条第2項中「市指定無形文化財」とあるのは「市登録無形文化財」と、同条第3項及び第5項中「指定の解除」とあるのは「登録の抹消」と、同条第4項から第6項までの規定中「市指定文化財」とあるのは「市登録文化財」と、同条第4項中「指定を」とあるのは「登録を」と、「指定は」とあるのは「登録は」と、同条第6項中「指定書」とあるのは「登録書」と読み替えるものとする。

第11条の次に次の1条を加える。

(登録)

第12条 教育委員会は、市内にある文化財のうち保存及び活用のための措置が必要と認められるものを市登録有形文化財、市登録無形文化財、市登録民俗文化財（有形のものを市登録有形民俗文化財に、無形のを市登録無形民俗文化財に区別する。）又は市登録記念物（以下これらを「市登録文化財」という。）に登録することができる。

2 前条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による文化財の登録について準用する。この場合において、前条第2項及び第4項の規定中「指定」とあるのは「登録」と、同条第3項中「市指定無形文化財」とあるのは「市登録無形文化財」と、「指定に」とあるのは「登録に」と、同条第5項中「による指定」とあるのは「による登録」と、「市指定文化財」とあるのは「市登録文化財」と、「指定書」とあるのは「登録書」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年6月2日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

文化財保護法の一部改正に伴い、文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを市登録文化財として登録し、文化財の保存活用の促進を図るため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。